

○東京藝術大学年俸制教員の評価に関する取扱い

〔平成28年3月24日〕
学 長 裁 定

(目的)

- 1 この取扱いは、東京藝術大学年俸制教員の評価に関する規則第12条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(D区分評価における成績率)

- 2 業績評価においてD区分評価を受けた年俸制教員の成績率は、次の表に掲げる懲戒処分等の種類に対応する成績率を基本として、学長が決定する。

懲戒処分等の種類		成績率
業績不良		16.7%以下
矯正措置		
	口頭嚴重注意	12.5%以下
	文書嚴重注意	11.6%以下
	訓告	10.7%以下
戒告		9.2%以下
減給		4.7%以下
停職		0%

(訓告等の措置を受けた年俸制教員の定期評価)

- 3 評価規則第11条第2項の規定に基づき、業績評価の結果を基準として定期評価を行う際、本人の関与の度合いの少ない軽微な監督責任等により東京藝術大学職員就業規則第45条に規定する訓告等の措置を受けたことを理由としたD区分評価は、標準区分評価として取り扱うものとする。

(長期間の休職等)

- 4 業績評価の対象期間において、次の各号に掲げる期間の合計が6月を超える場合は、当該対象期間にかかる業績評価を実施しない。

(1) 休職

(2) 育児休業

(3) 介護休業

(4) 配偶者同行休業

(5) 私傷病による病気休暇（ただし、週休日等を除いた病気休暇の期間が60日を超える場合に限る）

(休職期間等を有する年俸制教員の業績評価)

- 5 業績評価を実施した年俸制教員で、対象期間中に前条各号に掲げる期間がある場合の成績率は、評価規則第8条第1項の適用基準表によらず、当該業績評価により決定した成績区分の下限成績率に、対象期間における勤務期間の割合をかけて得た率を基本として、学長が決定する。ここにおける勤務期間とは、当該年俸制教員の対象期間から前項各号に掲げる期間を除いた期間とする。

(この取扱いにより難い場合の措置)

- 6 特別の事情により、この取扱いによることができない場合又は著しく不適當であると認められる場合には、学長の裁定により、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この取扱いは、平成28年3月24日から施行する。